

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子様が、下記に該当する病気にかかれたようですが、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。その病気で休んでいる間は欠席になりません。主治医から登校の許可ができるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可ができましたら、下記の証明書に記入していただき、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症したあと5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治癒終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、 髄膜炎菌性髄膜炎	医師の許可があるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が伝染のおそれがないと認め、許可があるまで

主治医様

お手数ですが、下記の証明書のご記入をお願い致します

きりとりせん

証明書

安中市立秋間小学校長 宛

年 組 氏名

病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、
月 日より出席してもよいと思われま。

平成 年 月 日

医師

印